

れいわ ねんどだい かい  
令和6年度第2回

ちてき せいしんしょう しゃ  
知的・精神障がい者

おおいたけんちょうしょくばじっしゅうせいぼしゅうあんない  
大分県庁職場実習生募集案内

ちてき せいしんしょう しゃ ちしき しゅうとく しょくぎょうのうりよく こうじょう き かい ていきょう  
知的・精神障がい者の知識の習得と職業能力の向上の機会を提供  
もくてき けんちょう しょくばじっしゅう じっし じっしゅうせい  
することを目的とした、県庁における職場実習を実施するための実習生  
ぼしゅう  
を募集します。

じっしゅうけっか てきせい みと ばあい じっしゅう おこな  
なお、実習結果により適性があると認められた場合は実習を行った  
しょくば れいわ ねんど けん かいけいねんどにんようしょくいん きかん ねんかん ひつよう おう  
職場で、令和7年度に県の会計年度任用職員（期間1年間、必要に応  
かい かぎ さいどにんよう かのうせい さいよう  
じて2回に限り再度任用される可能性あり）として採用します。

もうしこみうけつけきかん  
申込受付期間

れいわ ねん がつ にち か れいわ ねん がつ にち げつ  
令和6年9月24日（火）～令和6年10月7日（月）

おおいたけん ふくしほけんぶ しょうがいしゃしゃかいさんかすいしんしつ  
大分県 福祉保健部 障害者社会参加推進室

# 知的・精神障がい者大分県庁職場実習生の募集について

## 1 大分県庁職場実習とは

知的・精神障がい者の知識の習得と職業能力の向上の機会を提供することを目的として、県庁における職場実習を実施します。

実習生の訓練等のために実施するものであり、大分県と実習生の間には雇用関係その他一切の身分関係は生じません。

## 2 実習職場

＜大分県庁＞（所在地：大分市大手町3-1-1）

- |             |                |        |
|-------------|----------------|--------|
| (1) 総務部     | 人事課            | (本館4階) |
| (2) 企画振興部   | 政策企画課          | (本館3階) |
| (3) 福祉保健部   | 健康政策・感染症対策課    | (別館4階) |
| (4) 生活環境部   | 人権尊重・部落差別解消推進課 | (別館1階) |
| (5) 商工観光労働部 | 雇用労働室          | (本館7階) |
| (6) 農林水産部   | 農林水産企画課        | (本館9階) |
| (7) 土木建築部   | 都市・まちづくり推進課    | (新館6階) |

## 3 主な業務内容

配置される所属によって業務が異なりますが、主な業務は下記のとおりです。

### 【事務業務】

文書の集配、文書の折り込み・封入・宛名貼り、廃棄書類のシュレッダー

簡易なデータ入力、行事開催の補助、事務用品の管理・補充 など

4 募集数 7名 下記の所属に配置予定

- 人事課 . . . . . 1名
- 政策企画課 . . . . . 1名
- 健康政策・感染症対策課 . . . . . 1名
- 人権尊重・部落差別解消推進課 . . . . . 1名
- 雇用労働室 . . . . . 1名
- 農林水産企画課 . . . . . 1名
- 都市・まちづくり推進課 . . . . . 1名

5 実習期間 令和7年1月20日(月)～令和7年3月14日(金)

6 実習時間 週5日 1日6時間  
午前9時～午後4時 (休憩時間：正午～午後1時)

\* 実習時間は、上記時間帯を基本としますが、障がいの特性を考慮し、実習生、支援施設職員と協議したうえで、以下の(ア)から(エ)(週20時間以上、週30時間以内)から選択することができます。

- (ア) 週5日、1日5時間 (イ) 週5日、1日4時間 (ウ) 週4日、1日6時間
- (エ) 週4日、1日5時間

7 応募資格

次の各号のいずれにも該当すること ((6)は精神障がい者のみ)

- (1) 大分県内に在住する者
- (2) 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (3) 以下の(ア)～(ウ)のいずれかを利用し、申込時点で利用期間が6か月程度である者 (なお、県が認めた場合はこの限りでない。)

- (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援B型

(イ) 障害者就業・生活支援センター

(ウ) 精神科デイ・ケア

精神科デイ・ケアとは、精神障がい者の社会生活機能の回復を目的として、  
個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するものであり、  
実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者1人当たり  
1日につき6時間を標準とするもの。

(ア)～(ウ)を以下「支援施設」という

- (4) 実習期間中、県の求めに応じて支援施設職員のサポートが受けられる者
- (5) 業務に関する簡易な指示書等の内容が理解できる者
- (6) パソコンを使って、簡易な文書作成・データ入力ができる者
- (7) 主治医が「働ける状態にある」と認める者（\*精神障がい者のみ）
- (8) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

#### ○地方公務員法（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員とな

り、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

もうしこみしよるい  
8 申込書類

しゅうろうういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん  
(1) 就労移行支援、就労継続支援B型、障害者就業・生活支援センターのいずれか  
りょう ばあい  
を利用している場合

- ① 職場実習申込書 (別紙様式1)
- ② 写真 (実習開始前6か月以内に脱帽・上半身・正面向きで撮った縦4 cm、横3 cmのものを職場実習申込書の所定の位置に貼り付けて下さい。)
- ③ 支援施設の推薦書 (別紙様式2)
- ④ 主治医の意見書 (別紙様式3) (\*精神障がい者のみ)
- ⑤ 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し (両面)

せいしんか  
(2) 精神科デイ・ケアのみを利用している場合

- ① 職場実習申込書 (別紙様式1)
- ② 写真 (実習開始前6か月以内に脱帽・上半身・正面向きで撮った縦4 cm、横3 cmのものを職場実習申込書の所定の位置に貼り付けて下さい。)
- ③ 主治医の意見書及び推薦書 (別紙様式4)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の写し (両面)

もうしこみほうほう  
【申込方法】

もうしこみしよるい ひつようじこう きにゆう うえ い か もう こ くだ  
申込書類に必要事項を記入の上、以下によりお申し込み下さい。

もうしこみさき おおいたけんふくしほけんぶしょうがいしゃしゃかいさんかすいしんしつ  
[申込先] 大分県福祉保健部障害者社会参加推進室

〒870-8501 おおいたしおおもまち ちょうめ ばん ごう でんわ  
大分市大手町3丁目1番1号 電話(097)-506-2726

もうしこみほうほう じさんまた ゆうそう ねが  
[申込方法] 持参又は郵送でお願いします。

ゆうそう ばあい ふどう おもて けんちょうしよくばじしゅうもうしこみ しゅが くだ  
(郵送の場合は封筒の表に「県庁職場実習申込」と朱書きして下さい。)

うけつけきかん れいわ ねん がつ にち か れいわ ねん がつ にち げつ  
[受付期間] 令和6年9月24日(火)～令和6年10月7日(月)

うけつけじかん ごぜん じ ふん ごご じ ふん  
受付時間：午前8時30分～午後5時15分

ゆうそう もうしこみしよ がつ にち げつ けしん かぎ う つ  
郵送された申込書は、10月7日(月)までの消印があるものに限り受け付けます。

※募集及び選考に当たって支障となっている事情及びその改善のために希望する配慮の内容を申し出ることが可能です。その際、希望する配慮の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、支障となっている事情を明らかにすることで構いません。申し出が可能な場合は、別紙様式1に記入してください。

## 9 実習職場説明会

実習希望者及び支援施設職員を対象に実習内容等の説明、実習職場の見学を行う実習職場説明会を次のとおり開催します。開始時刻の5分前までにお越し下さい。

### 【申込方法】

「実習職場説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、以下までお申し込み下さい。

[申込先] おおいたけんふくしほけんぶしょうがいしゃしゃかいさんかすいしんしつ  
大分県福祉保健部障害者社会参加推進室

[申込方法] Fax または E-mail にてお願いします。

Fax番号：097-506-1736

E-mail：a12370@pref.oita.lg.jp

[申込期限] 下記の説明会の申込み期限までに提出してください。

### 【説明会開催日時】

説明会	開催場所	日時	申込期限
人事課	おおいたけんちようべっかん 大分県庁 別館 86会議室	がつにちきん 9月20日(金) じふん 13時30分～	がつにちか 9月10日(火)
政策企画課			
健康政策・感染症対策課			
人権尊重・部落差別解消推進課			
雇用労働室			
農林水産企画課			
都市・まちづくり推進課			

けんちょうない じっし せつめいかい さんかしや けんちょう ちゅうしゃじょう りよう きんりん  
\* 県庁内で実施する説明会の参加者は、県庁の駐車場を利用できませんので近隣の  
ちゅうしゃじょう こうきょうこうつうきかん りよう  
駐車場または公共交通機関をご利用ください。

## 10 実習生の選考試験について

おうぼしよるい しんさ じ む さぎょうけんさ めんせつ おこな  
応募書類の審査、事務作業検査、面接を行います。

① 日 時：令和6年11月7日（木）、11月8日（金） 午前9時～（予定）

② 会 場：大分県庁別館 8階86会議室、6階65会議室、地下1階B11会議室

③ 集 合：大分県庁別館 地下1階 B11会議室

④ 所在地：大分市大手町3丁目1-1

けんちょう ちゅうしゃじょう りよう きんりん ちゅうしゃじょう こうきょうこうつうきかん  
\* 県庁の駐車場は利用できませんので、近隣の駐車場または公共交通機関を  
りようくだ  
ご利用下さい。

## 11 選考結果

せんこうけっか れいわ ねん がつちゅうじゆん ほんにんよう しえんしせつよう つう つうち  
選考結果は、令和6年11月中旬までに本人用と支援施設用の2通を通知いた  
します。

## 12 傷害保険及び賠償責任保険

じっしゅうきかんちゅう かか しょうがいほけんおよ ばいしょうせきにんほけん しょうがいしゃかいさん かすいしんしつ  
実習期間中に係る傷害保険及び賠償責任保険については障害者社会参加推進室  
いつかつかにゆう  
で一括加入します。

## 13 留意事項

① 実習終了時点の主治医意見書の提出

じっしゅうかいしまえ ていしゅつ しゅじいいけんしよ くわ やく げつ じっしゅうご けん  
実習開始前に提出していただく主治医意見書に加え、約2か月の実習後に県

かいけいねん どにんようしよくいん きんむ じっしゅうしゅうりょうじ しゅじいいけんしよ  
の会計年度任用職員として勤務することについて、実習終了時に主治医意見書  
あらた ていしゅつ いただ  
を改めて提出して頂きます。

## ② 実習奨励金等について

雇用関係では無いため賃金は発生しませんが、実習期間中は実習奨励金（1時間あたり500円）を支給いたします。

また、実習期間中における交通費の支給はございませんのでご了承ください。

## 14 実習結果の取扱い

実習結果により適性があると認められた者は、令和7年4月から、実習を行った職場で県の会計年度任用職員（期間1年間、必要に応じて2回の連続する3年の範囲内に限り再度任用される可能性あり）として採用します。

## 15 県民等への広報

民間企業での障がい者への雇用促進を図るために、職場実習期間中及び会計年度任用職員として採用された後に、職場や仕事の様子、本人の感想等について広報する場合があります。ただし、氏名や個人情報（写真等）は本人の同意なく公表することはありません。

## 16 問合せ先

大分県福祉保健部 障害者社会参加推進室 就労促進班 担当：大久保・大平

電話 (097)-506-2726